

室町幕府管領制度について

村 尾 元 忠

はじめに

此處で扱うのは主として室町幕府に於ける管領の官制上の問題である。

古くは管領を単に將軍の補佐役というのではなく漠然とした概念でとらえていた。佐藤進一氏は、室町幕府の初期に於ける尊氏直義兩頭政治に表現される將軍權力の二元性の調和点が管領制であるとし、管領を「將軍の執事と政務の長官とを併せた地位」であると規定した。私はこの規定に必ずしも異議を挙げるのではない。しかし、將軍の執事であることと政務の長官であることは矛盾するものではないが、どちらの性格をより強くもつかということによってその總体としての管領の性格も大きく変らざるを得ない。同時に、管領が大守護によつて占有されたものではないように思われる。例えば、愚管記の延文三年十月十日の細川清氏が執事に補任された時の記事であるが、それで、この因子は將軍權力の本的に持つ二元性には直接的に結

びつくものではない。従つて、管領の或は管領制の官制上に於ける意味を單一の枠の中で理解することは必ずしも妥当ではないのでなかろうか。本稿はこの点について少しく検討を加えることを目的としている。

(1) 佐藤進一「室町幕府論」『岩波講座日本歴史中世三』

—

「管領」の呼称が幕府の官職名として用いられるようになつたのは、一般には康暦元年、斯波義将が再任した時点からと考えられていた。臼井信義氏は、それ以前にも管領の呼称が行われたことを指摘されたが、これは必ずしも官名として用いられたものではないように思われる。例えば、愚管記の延文三年十月十日の細川清氏が執事に補任された時の記事であるが、それには

武家管領
号執事、可為相模守源清氏云々

とある。特に「号執事歟」と注記している点に注目すべきである。愚管記の筆者近衛道嗣が幕府官名に正確な認識を持つてゐなくともそれは咎むべきではない。彼は恐らくその内容を表わすのに適切と思われる語を使つたに過ぎないのである。だからこそ、正式呼称が「執事」であろうことを注記しなければならなかつたのではないか。事実、管領の語をそれ程慎重に使つてゐるとも思えない。「司令管領家門家領之由」という動詞用法にしても、或は、「相模守清氏朝臣管領之時分、坂前内府可為家門管領之仁之由」⁽⁴⁾という使い方を見ても、恐らくは特定の内容を意味してはいるであろうが、清氏を管領と呼ぶことに特別の注意を払つてゐるとは思えない。しかし、いづれにしても細川清氏に対して管領の呼称が行はれていたことは事実であった。その後の、斯波義将、細川頼之に対しても、ごく一般的に管領の呼称が行はれたことは周知のことである。ところが細川清氏以前の執事、仁木頼章、高師直に対して管領の称を用いた証跡は管見にない。此處に一つの意味がある様に思われる。

管領の語は前代に於ては例えば「諸国守護人奉行事、大番催促、謀叛、殺害人之外、不可管領細々雜事等之由」⁽⁵⁾とある如く、専ら動詞として用いられていた。管領すべき目的語はこの場合「細々雜事等」である。前掲の愚管記では「家門家領」で

あつた。いづれにしてもこれは「管理領有」する意味に使われてゐることは明かである。そして、それが「知行」などの法的行為より広範な、つまり漠然とした行為を指すものと考えられる。これが名詞化された場合「武家管領」或は「家門管領」の如く直接には「所領」の管理を表わしてはいないが、潜在的には所領管理領有の権限を含んでいると考えなければならない。そこに管領として表わされる者の特殊な性格があるのである。このことを念頭に置くならば、細川清氏が執事となつた延文三年は実は特殊な年であることに気づく。即ち、足利義詮が將軍職を襲いだということである。

室町幕府の初期に於て尊氏と直義が二頭政治を行い、直義が主として統治権的権限を行使し、評定、引付等の裁判機関を指揮したことは既に佐藤進一氏が明らかにした所である。⁽⁶⁾観応の擾乱により直義は失脚し去つたが、その保有していた権限は将军である尊氏に吸収されることなく、義詮に継承された。勿論、義詮の継承したものが直義の権限と全く同じものであつたかということは問題ではない。官制上の権限は動乱の時代にあってはその官を保有する者の官制権力の根源者へ将軍Vに對する相対的な力関係に依つて常に変動するものだからである。如何に尊氏、直義が二頭政治を行つたからといつても、直義の権限の基盤が幕府の存在にあるのであれば、常に尊氏が優越してゐることを認めねばならない。直義時代にあっても少くとも三

回はその管轄機関に変動があつたことが認められている。⁽⁷⁾ 恐らく義詮が繼承した時点でも何らかの変動があつたであろうが、本質に係るものではあり得なかつた。義詮もまた直義と同様に裁判権（所務沙汰権）をその権限の中核としていたのである。佐藤氏は觀応擾乱による引付方廃止の徵証として東大寺文書四回四十二の觀応二年十月申状の文言「此間不置管領、自賦被遣奉行条違例」を挙げている。實際、引付方廃止は、直義没落に際して多數の直義方人を出した引付方、或は評定衆が、崩壊の危機に瀕していたのであるうことを考慮すれば、むしろ当然のことであつた。問題はここに表現された管領である。これが具體的な官名或は人物を指しているのでないことは勿論であるが、管領を置かない結果が「自賦」ることであるから、少くとも、この管領が或種の訴訟指揮権を内容としていたことは明瞭である。従つて、そうした中継者を置かなかつた義詮は直義よりもその訴訟指揮権を著しく強化したこと意味した。しかしながら、そのことは少しも義詮が直義の権限を繼承したことには矛盾するものではない。義詮がその統轄機関、或は統轄権限に対する指導権を如何に強化しようとも、それは正しく尊氏、直義によつて二分化された権力内容の一方を掌握していくに過ぎないからである。觀応の擾乱がこの権力の二分化現象から発したものであつても、その収束は何ら根底にある矛盾を解決したものではなかつた。尊氏—直義、尊氏—義詮と続いた二頭制が

解消するのは延文三年尊氏が世を去つた時点である。

義詮は尊氏の死により、先に手中にしていた直義より繼承した統治権的支配権に加えて主従制的支配権をも獲得したのである。ここに、分裂していった支配権が義詮の身に合流することにより一体化されたのである。まさにその時点に於て執事に補任されたのが細川清氏であつた。従つて、清氏の獲得した執事の権限は前代とは明瞭に區別すべき性格を必然的にもつていたと考えられるのである。即ち、統治権的支配権の具体的な内容である裁判権（所務沙汰権）の重要な部分を管掌するという性格である。⁽⁸⁾かかる性格を持つ故にこそ正式官名は執事でありながら管領と呼ばれたのであろうと思うのである。

康暦元年に斯波義将が再任した時点で管領が正式官名化したこととはそれなりの意味のあることであろう。しかし、それ以前に管領の呼称が行われていたことも無視すべきものではない。特に、管領と呼ばれた初見の人物が前述の如き背景をもつて登場したのであるから、そこに重要な意味を想定することも許されると思う。つまり、管領の呼称はともかくとして、官制上管領制度の成立を延文三年、細川清氏補任の時点に求めることである。⁽⁹⁾

(1) 武家名目抄
(2) 「公方と管領」 日本歴史六〇

- (3) 愚管記 文和五年七月二二日条
 (4) 同右 応安元年三月六日条
 (5) 『中世法制史料集』鎌倉幕府法追加法三一 寛喜三年五月十三日付
 (6) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」『中世の法と國家』
 (7) 同右
 (8) 愚管記延文三年十二月三日の条に「是日武家評定始云々 相模守清氏管領以後初度也」とある。従って、少なくとも評定を実質的に主催するのが管領の職掌の一つであると考えられる。この職権は以後代々継承している。

(9) 佐藤進一氏は「室町幕府開創期の官制体系」及び「室町幕府論」において、管領制の成立を義詮執政の晩年、すなわち貞治元年とする。しかし、この論拠は必ずしも明確ではない。

二

尊氏と義詮の関係が本質的には尊氏と直義の関係と異なることが分かったことから、尊氏の死去による義詮の将軍職就任には、二分化された権力の統合の意味があつたことに注目して、その時点に於ける細川清氏の執事補任が、それ以後の室町幕府の官制史を規定することとなつた管領制度の成立を意味することを推定した。この推定を認めるならば細川清氏とその前任者仁木頼章の職掌には異質な点があるはずである。
 執事の初任者高師直は、佐藤進一氏の論証によれば、同時に

引付方、そして後に内談方の頭人であつた。もつとも、師直が引付方頭人であったのは建武三年、同四年の二年であり、それ以後は徵証がない。そして、康永三年に三方制内談が設置されると一方の頭人として現れ、貞和四年まで続く。この建武四年以後康永三年に至るまでの間、師直と引付方との関係はどうであつたろうか。佐藤氏の表によつて検討してみよう。

暦応元年、二年は、(1)上杉朝定、(2)散位、(3)左京大夫、(4)摂津親秀、(5)二階堂行珍の五人が頭人となつてゐる。(3)の左京大夫の花押が元年と二年とは異なるという点を別にすればこの五人が継続して五方引付のそれぞれの頭人であつたとすることに問題はあるまい。暦応三年は、(1)上杉朝定、(2)散位、(3)左京大夫、(4)摂津親秀、(5)吉良家貞、(6)高重茂の六人を数える。このうち前年と引続いてゐるのは(1)～(4)の四人である。(1)の上杉朝定は暦応四年にも見るので、暦応四年に至つて名を没する(2)～(4)のうちいづれかが(5)～(6)と交替したのであろう。(5)の吉良家貞は八月から証跡を見ることが出来るが、(3)左京大夫は三月九月、摂津親秀は二月～十月に証跡があるので三月にのみ証跡のある(2)散位と交替したのであろうか。(6)高重茂は三月に既に証跡があるので、前年八月で証跡を絶つた二階堂行珍の後任とも考えられる。暦応四年康永元年は(1)上杉朝定、(2)吉良貞家、(3)高重茂、(4)石橋和義の四人である。康永二年は、(1)吉貞家、(2)高重茂、(3)石橋和義、(4)佐々木道督、の四人である。康

永三年の引付番文には上杉朝定の名の見えるところから、康永二年の残る一方の頭人は上杉朝定であろうことは容易に推定し得る。問題は暦応四年と康永元年の残る一方の頭人は誰かということである。高師直である可能性が全くないわけではないが、前後の関係を勘案すると、師直ではない可能性が極めて有力である。むしろ佐々木道督と考える方が適切であろう。康永三年に設置された内談方が引付方の上級機関であろうことは佐藤氏の推定されたところであるが、もしそうとするならばその一方頭人である高師直が引付方に頭人以下として関係していたと考えるのは不自然である。従って、師直は暦応元年以来引付方には直接関知しない立場にあつたものと断しても良いであろう。

師直は康永三年から貞和四年にかけては内談方の頭人として現れる。内談方は重要な所務沙汰機関であった。直義管下の機関としては評定会議を別にすれば最高の機関と云つてよいであろう。従つて、その頭人であることは実質上直義の手足であつた。しかし、考えなければならないのは、師直は他の一方の頭人、上杉朝定と上杉重能、に対しても全く同格の地位に過ぎないという点である。そして、内談方頭人であるということ以外には直義管下の諸機関に対して指導権を持ち得たという何らの証跡も見出しえないとということである。このことは、執事といふ機関が直義管下の諸機関に関しては指導的関係を持ち得なかつたことを示しているに他ならない。

仁木頼章の場合は高師直以上に積極的に所務沙汰機関に關係した徵証を見出し得ない。愚管記延文元年七月廿一日の記事に、南方當時向背、去月廿六日可令管領家門家領之由、称有武家之命、被違乱所々之間、相尋武家之處、其儘云々、然者無存知之由可賜一行之由、此間申所存之處、今日彼一行到来、仁木左京大夫頼章令執達之ある。これは、恐らく近衛家領に於ける武家方の濫妨停止を要請したのに對し、幕府が仁木頼章所判の御教書を以つて施行したことを表わすのである。この件は、武政軌範に引付内談の沙汰条目として載せる所の「抑留年貢」の項に該当するであろうから管轄關係から云えば義詮の所管に屬するものである様に思われる。⁽²⁾ とするならば、その施行者である仁木頼章は義詮所管の件案に關して何らかの力を有することになるのだが、果してどうであるうか。三宝院文書建武五年七月付文書に、
 (前略) 右當所者、醍醐寺蓮藏院往古寺領數代當知行無相違之地也、而軍勢等非分致押妨、成所務之煩之間、就院宣并將軍家御一行、被成執事御施行、可全雜掌所務之由、兩度雖被仰護方、曾不被叙用、結句當守護方被官小林左京亮押妨之

条、不便次第也（後略）

とある。醍醐寺蓮藏院領伯耆國延保に關して、水本僧正坊雜掌の行秀が、幕府の守護使の押妨停止命令に対して守護の遵行遅延を訴えたものである。此處で云つては「執事御施行」とは高師直の施行状である。そして、「將軍家御一行」とある將軍家は、建武五年七月の時点では尊氏は未だ將軍宣下を受けて居ないけれど、尊氏と考えるのが適當ではあるまい。⁽⁵⁾ともかく、この建武五年の水本僧正坊雜掌行秀申状の内容は、愚管記に記された近衛家領に関するものと酷似している点に注目しなければならない。即ち、この両者は同一の管轄機関の件案である。従つて、建武五年行秀申状に於ける將軍家が尊氏個人を指すものであるならば、愚管記延文元年の記事の武家は義詮でなく尊氏でなければならない。たとえこの件案が、直義或は義詮所管のものであつたとしても、その施行者は共に尊氏であり、尊氏の命令の施行者として高師直・仁木頼章が居たのである。従つて、仁木頼章が所務沙汰に関して、少くとも寺社本所領に關して、高師直以上の権限を有しなかつたことは明白である。⁽⁶⁾

東寺領伊予国弓削島庄領家に關して雜掌の光信が度々訴をしている。貞和から観応にかけては小早川中務入道、美作五郎、小坂三郎等が「背度々奉書、不渡下地」ことを訴えたものである。この訴状に対する幕府の使節遵行を命ずる奉書は上杉重能所判である。⁽⁷⁾延文に至ると、「小早河小泉五郎左衛門尉氏

平瀬妨」を訴えている。これに対し幕府は延文二年には伊予国守護細川頼之宛に義詮所判の御教書を発給している。⁽⁸⁾更に、全く同内容で延文五年には同じく細川頼之宛に細川清氏所判の奉書を発給しているのである。貞和五年の上杉重能の奉書は、重能が一方内談の頭人であることに拠つて発給されたものと考えられる。従つて、これに関しては執事師直の介入する余地は全く無いので問題はない。延文二年の義詮所判御教書に関してはどうであるか。この年は既に觀応の擾乱の跡片付も済んで政情は一応の安定を得ている年であり、恐らく仁木頼章は京都に居たであろう。即ち、延文五年の奉書の如く執事所判ではないのは、こうした執事の京都不在等の条件に依るものではなかつた。勿論、延文二年と延文五年の場合を並列に考えることは許されまいという疑問が残る。文和元年の規定に依れば「次施行事、於初度者、雖為向後、可為御教書、至重催促者、遣奉書可經次第沙汰之条同前」とあって、重催促が奉書であることを定めている。だから、延文五年度の施行は重催促であるから奉書はむしろ当然の事であるという疑問である。しかしながらといつて「執事奉書」である必要性があるわけではない。延文五年的奉書が新しい意識のもとに発給されていることが次の点より推測されるのである。即ち、①仏名院領攝津國野鞍広公文職について、雜掌頼寛が高見五郎左衛門尉の非法、恐らくは重訴状であるから直接には守護の遵行緩怠を訴えたのに對し、幕府

室町幕府管領制度について

は文和元年十二月十四日付の伊予權守所判奉書で摂津國守護赤松光範に「何様事哉、不日可申左右」⁽¹⁾きことを命じてある。ここで守護宛の重催促が伊予權守（大高重成）所判によって発給されていることに注目。（2）延文二年の奉行人が藤内右衛門尉であり、延文五年の奉行人が中沢掃部允（信綱）と替つて、いること。⁽³⁾延文五年の奉書には先行御教書に関する文言の見えないこと、などがその理由である。結局、延文二年と延文五年の二つの遵行命令は共に新しい意識で発給されたものであり、必ずしも「初度御教書、重催促奉書」の形式に該当するものでないことを推測せしめるのである。即ち、延文五年に於てはかなり重要な位置で細川清氏が所務沙汰に關係しているのに対し、延文二年に於ては仁木頼章が所務沙汰に關係している証左を見出しえないのである。

高師直・仁木頼章が執事として所務沙汰に關係する事はなく、あくまで尊氏の意志の施行者として行動していることが明かとなつた。正に、執事とはこの様な機能を持つていたに他ならない。高師直と直義の確執がとりもなおさず尊氏と直義の確執であったことも、また、觀応の擾乱に於て仁木頼章が一人京都にとどまつた義詮に従うことなく、尊氏の下にあって鎌倉に戦つてゐることなどは、この執事の職権の性格をよく表わしている。執事は幕府の一機関というよりは尊氏の権力の代行者としてより私的な性格を持つていたのである。管轄機関名を冠し

ない執事は、より広範な管轄関係を示すものではなくして、定式の管轄関係を持たないことを表わすものであつた。それ故、幕府の一機関としての管領とは明確に一線を画すべきものであつた。

（1）佐藤進一「室町幕府開創期の官制体系」四六六頁I表(4)

（2）同右

（3）文意から言へば正規の手続を経た訴訟件案では無い様に思えるが、その点は所管關係に関しては問題ではない。

（4）『中世法史資料集第一巻』室町幕府法補註²所収

（5）室町幕府法追加法二条寺社本所領に関する守護の押妨停止の施行が尊氏所判でなされている。

（6）室町幕府法追加法第二条に、

一、諸国守護人事（沙汰奉行・後七・二九節）

右、被補守護之本意為治国安民也（中略）固守貞永式目、大犯三ヶ条之外、不可相継、爰近年不叙用引付等之奉書、不及請文、徒渉旬月、多累催促、愁鬱之輩不可勝計（後略）

とあって、これを守護宛に尊氏所判で施行（第三条）している。この第二条の文中に「近年不叙用引付等之奉書」とあるが、これが建武五年七月行秀申状における「執事御施行」に相当するであろうか。（建武二・四年に師直は引付頭人であり、建武五年七月行秀申状の「將軍家御一行」、「執事御施行」の発給は当然建武五年七月以前を指している）しかし、文意からいえば「引付等之奉書」が尊氏所

判の守護免遵行命令に先行するものであつて、「將軍家御一行」の施行を意味するものではない。従つて、「引付等之奉書」が「執事御施行」に相当するものとは考え難い。

(7) 東寺百文書は四八号（大日本古文書）

(8) 同は五一号

(9) 同右

(10) 室町幕府法追加法六三

(11) 醍醐寺文書四八一號（大日本古文書）

判事行
清左近將監久定
出。第一には、嘉吉元年、將軍義教が赤松満祐によつて謀殺されたときの記事である。

御政道事、為御代官於管領右京兆之許被執行之

賦奉行
飯尾備前入道常進

ここでいう管領右京兆は細川持之である。第二には、嘉吉二年

細川持之に替つて畠山持国が管領となつたときの記事である。⁽²⁾

管領職、尾張入道德本被仰付之

賦奉行
飯尾六郎左衛門尉

更に第三には、宝徳元年畠山持国が細川勝元の辞任の後に再任

したときの記事である。⁽³⁾

管領職事、左衛門督入道德本三品再任

賦以下奉行
飯六左

ここで云う飯六左とは嘉吉二年に畠山持国が初任のときの賦奉

行飯尾六郎左衛門尉である。斎藤基恒日記は永享十二年から康

正二年にかけての日記であるが、この期間で管領は細川持之一

畠山持国→細川勝元→畠山持国→細川勝元と改替している。こ

こにあげたのはわづか三例に過ぎないけれども、この三例共管

領の確認、改補の際に必ず賦奉行を並記しているのである。そ

して、第一例の判奉行を別にすれば賦奉行以外の奉行が問題となつていいのである。ここに於て、管領と賦奉行が、少くとも

嘉吉以後に於て、極めて密接な関係を持つていたことを認め

政所執事代の斎藤基恒の日記を見ると、次の三つの記事を見

管領制に於ける管領（或は執事）の幕府諸機関に対する具体的な管轄関係は尚不明の点が多い。しかし、その管轄機関の一つに、幕府に於ける最も重要な機関である引付方、或は内談方を認めることが出来る。この引付方、或は内談方に対する指揮権も、勿論、将軍義滿が幼少であるという条件を持った細川頼之のそれと、その前後に於ける斯波義将等のそれとはかなりの相違があるであろう。更に後代の義教、そして、嘉吉の乱による義教横死の跡を継いだ義勝、義政の代に於ける管領が、それぞれの間で、その内容とする所に差異を有するのは当然である。

しかし、その点は後の機会に譲り、ここでは管領の職権として一応固定化した機能を考えてみたい。

室町幕府管領制度について

ざるを得ない。

賦奉行の機能は提示された訴訟件案について、該件案をその管轄する機関へ配達することである。従つて、賦奉行の賦の発給は該訴訟件案についての幕府の受理を意味することであるのは云うまでもない。

例えば、応永廿五年から廿六年にかけてのことであるが、山城国大住庄にある隼人司領内名主職森林跡の六石余の帰属を廻つて寿阿弥陀仏に対して隼人正中原康富が訴訟を提起している。この次第が康富記にかなりはつきりと現れている。応永廿五年十二月一日に康富は管領亭へ賦をもらいに行つたが、「今日賦沙汰無之」ということで果さず翌三日になつて「早朝行管領亭、飯尾善右衛門入道賦事令申」した所が「夕方可取來之旨令申之間、申状預置罷帰」⁽⁴⁾つた。そして、実際夕方には「自善右衛門入道許、大住申状賦到来」⁽⁵⁾したのである。その賦によつて「大住庄賦、奉行松田豊前方可付」ことが決定したので五日及び六日に松田直頼の所へ行くが会えず、七日になつて「行向松田豊前守許、則対面、大住庄事、敵方寿阿尋状書賜」⁽⁶⁾はり、同時に相奉行が治部宗秀であることを知つて、松田直頼から発給された奉書に治部宗秀の加判を貰ひに行つてゐる。そして、その発給された尋状を寿阿弥陀仏方へ送付した。その後、寿阿弥陀仏は二度の尋状を無視し、翌年五月末三度目の奉書が出されやつと文書出對をしたのである。

この例では、該件案担当奉行松田直頼の奉書を取りに、康富は「松田豊前守許」へ行つてゐるし、また、一度に亘つて用が達せなかつたのは直頼が「出仕未帰」⁽⁶⁾という理由であつた。このことから、直頼の奉書の発給が直頼の私亭で行われていることが推定される。ところが、賦を貰うに当つては康富は飯尾善右衛門入道亭ではなく、管領亭へ赴いているのである。この様に賦奉行の執務が管領の私亭で行わるということは、その執務が管領の強い指揮のもとに執行されていることを意味するであろう。そのため、こうした賦を「管領賦」⁽⁷⁾と呼ぶのである。

この管領賦は一方では「管領畠山左衛門督入道雜訴之賦、自今日被出之」⁽⁸⁾、或は「管領畠山亭諸人為取雜訴賦群參」の様に雜訴の賦とも云われていた。この場合の雜訴は、勿論、先の大住庄の訴訟の様に、また、康富が六位外記史の知行地である冷泉院町内良町^(大吹御門・堀河北面)の地が山名兵部少輔の屋形造営の為に与えられるといふ風聞を聞いて急遽「伴六位外記史、參管領亭、彼院町事欲令申之処」が「奏者返答云、此間違例以後、如此雜訴一向不被聞入之間、不及申次」⁽¹⁰⁾と受理されなかつた訴訟の様に、土地及びその果実に関する訴訟である。これに對して、同じく康富が摂津同垣庄代官福家次郎を相手に起した訴訟がある。これは、福家二郎なるものが、嘉吉元年に徳政の沙汰があつたにもかかわらず康富の借用証文を返さないばかりか抵当の年貢を抑留していることに対するものである。この訴訟の手

統は嘉吉二年五月廿七日に「令申政所取賦」それによつて「行向齊藤遠江守許」い「事實者太無謂、早可被明申之由」の召符を貰つてゐる。⁽¹⁾また、宝徳三年には金泉坊を相手に訴訟を起してゐる。この訴訟は、「隼人正康頼申、丹波國隼人保内本物返地事、不日可被明申之由候也」という奉行人飯尾孫右衛門之清の奉書によれば、金泉坊に対する借金関係の訴訟であつた。そして、このときの訴訟手続も「政所代三戸部許行向之⁽²⁾政所⁽³⁾二階堂義官人所之賦取之」⁽⁴⁾とこから始まつてゐる。前者も後者も訴訟内容は金錢貸借関係相論である。そして、この場合は政所によつて受理されており、この手続上では管領は全く関知していない。

検断訴訟は、侍所の管轄する所である。そして、管領は直接関与する所ではなかつた。例えば、応永廿四年に京都伏見に於て三木なる者と善理なる者との検断相論がある。三木の出訴により侍所司代が善理に対し召文を發給したが、善理はかえつて三木に怨を抱き、三木の帰路を狙つて伏見庄内の悪党を集めため不穏な情勢となつた。こうした情報に驚いた後崇光院はその対策を評議するが、善理が「畠山奉公」の者であるといふことで強い処置をとることを躊躇せざるを得なかつたのである。それは畠山満家が「訴訟申公方様へ、可掠申之条」を恐れた為であつた。この後崇光院の懸念に対して所司代は「盜入事者、公方様不可及御沙汰之由」を言明している。結果は善理が罪科を得て半年ばかり遂電して落着した。これは、現実の問

題は別として、原則的には検断沙汰が侍所によつて独自に行わることを示したものである。この事件は後に応永廿九年になつて逆に善理が庄方役人を侍所に訴えている。それについて後崇光院は「侍所ニ付目安号公方仰、但無奉書、只管領⁽⁵⁾畠山使節以目安付侍所云々、事之様謀言歟」と書いてゐる。そして、實際「公方仰」は謀言であつたことが後日明かとなつてゐる。従つて、侍所の沙汰に関しては將軍といえども正規の手続として関与することを得ず、また、管領も介入し得なかつたと考えるのである。

検断沙汰が管領の介入を許さず、また、原則上將軍の親裁権をも排除していることを認めるならば、その實質上の裁決権者が侍所頭人であることも認めねばならない。また、金錢貸借関係の沙汰が政所によつて扱われた以上、検断沙汰の場合と同様に實質上の裁決権者は政所頭人と考えなければならない。従つて、所務沙汰を中核とする「雜訴」が管領として實質上の裁決権を有する唯一のものであつたことになる。この権限は、實際には、將軍の代々或は年令によつて縮少、拡大することがあつたとしても管領のもつ官制上の権限としてその最低限は留保されていたものである。

足利義教は正長元年鐵引によつて推戴された將軍である。その負目のためにか否かは別として、義教が、近習の再編による將軍親衛軍の強化と親裁権の確立に意を用いた。實際親裁権の

室町幕府の管領制度について

確立には、管領の権限を吸上げる形の御前沙汰をもつてする。しかし、例えば正長元年七月の山門駁訴の如く、義教が山門の使節に訴訟条目の提示⁽¹⁷⁾を命じたのを拒否して管領斯波義淳に対してこれを提示したり⁽¹⁷⁾、或は永享五年七月の同じく山門駁訴の如く、「可早為管領御沙汰被申入公方事」として廿一個条を示し、その中で「一、不限山門奉行、諸奉行構奸曲不致廉直之披露之条、緩急之至、誠而有余者乎、殊飯肥尾前、同大和、不經管領辺次第之沙汰、直掠申公儀之条、背御沙汰大法事」⁽¹⁸⁾を挙げて管領の沙汰を要求したりしてをり、必ずしも義教の奉行人の直接披露による親裁が歓迎されてはいなかつたのである。實際には正長二年に「奉行人直請取訴状披露事」として「論人出帶之時、參差之沙汰出來之条不可然」として奉行人の直接の披露を停止しているし、永享八年には「致訴訟之輩、各申請賦、可付奉行所之處、無左右企庭中之条、自由之至也」として「非急事題目等、不經次第猥致庭中事」を一切停止し⁽²⁰⁾、更に永享十一年には「致訴訟之輩、於管領政所問註所等、可申請賦之處、不經次第之儀」に猥に庭中に及ぶことを停止しているのを見れば、訴人の訴訟日数節約の為にか或は奉行人の堕落の故にか「管領辺之次第」を跳越えた沙汰の要求も多かつたことを思わせる。しかし、「管領辺之次第沙汰」は厳然と存在していたし、嘉吉の乱直後という特殊な事情があるにしても「管領畠山亭諸人為取雜訴賦群參、賦事一日不遇廿通、於所望之仁者及数百人之

間、毎日作闇廿、賦所望之訴人、兼令取之」という状態では、全ての訴訟を次第を経て審議するのは不可能に近いので、庭中の出訴の増大は必ずしも管領権限の本質的な縮少ではなかつたものではあるまいか。庭中の制度は既に康永年代にその徵証を見るものであつて、所謂御前沙汰とは區別されるものであるが、共に將軍親裁を原則とする点に於て、つまり、次第之沙汰でないという点に於て、その機関の強化或は管轄件案の増加は間接的に管領権限の縮少であることは間違ひない。問題はそれが本質的であつたかどうかということである。この点に関しては確証を得ないけれども必ずしも本質的ではなかつたのはなからうかと憶測するのである。

管領の権限の範囲或は限界はどこにあるのかというのは興味ある問題である。義政代の享徳二年五月、管領の細川勝元が突然上表するという事件が起つた。これは七月になつて義政の申入れで上表を撤回するという極めてあつけない結末であったが、この上表に到る事情を中原康富は次の如く書いている。⁽²¹⁾ 近日不伺上意、管領以我成敗、被書出奉書御教書事等、及度々之間、此条不可然、至成敗儀者、一往可被經公方之由、公方以使節被仰遣管領之間、申述懷上表職云々更に管領の我成敗の具体例を風聞として、伊予国守護職事、不伺上意被改補教書

と記している。もとより風聞であるから曖昧ではあるが、個の事件については守護職の補任罷免が將軍の親裁下にあることを意識しているのであろう。口についてはどうであらうか。嘉吉の乱による義教横死の直後、管領細川持之は八歳の義勝を推戴した。その時、齊藤基恒は「御政道事、為御代官於管領右京兆之許、被執行之」と書いている。代官であることを改めて意識すればならなかつたからに他ならない。それが何であつたか、看聞御記の記事がその回答である。

若公御成人之間ハ、管領政道可申沙汰云々、武家被突鼻人々、

皆管領免許云々

即ち、持之が將軍御代官として最初にやつたことは、義教によつて追放されていた被官人（御家人）達を免許することだつたのである。この被官人の免許が「御代官」としてでなくては出来なかつたことは、これらが將軍親裁権の下にあつたからではなかろうか。そうとするならば、細川勝元上表事件の原因の一つとされている勝田兄弟相論の裁許が、將軍の親裁権を犯したことと意味するのであろう。正長二年八月に石清水八幡宮の管内の土藏達が、その内容は解らないけれども「八幡土藏合錢、本庄方不可遣」ことを幕府に強要して管領によつて裁許されてい。ることを翌永享二年になつて義教が問題にし、管領畠山満家に「何様事哉、尤御不審千万」であるから委細を言上する

ように命じた。これに対し満家は「追不申条越度至」と答えて

(26)

いるが、この答えの中には上意を伺わなかつたことに対する謝罪は含まれていない。そして、義教もこの謝罪に満足したのか

この件についてはそれ以上問題となつてないのである。この事を前者と対比するとき、明かな相異を見出しえるのである。

ともかく、応永の末から享徳にかけて、將軍の代で云えば義持から義政の初期に亘る間、管領の権限は、將軍幼少による「御代官」たる場合は別にして、雜訴即ち引付方所管の實質的

（形式上の最高権者將軍に對比しての）裁決権と、それに繫属する諸奉行の指揮権であると規定し得よう。これが政務の長官たる

管領の内容であった。一方に於ける執事としての内容は明かではないけれども、永享末年には、初期に於ては人物を指した

「管領」の語が「於管領政所問註所等」とある如く政所や間注所に對比する役所として使われてゐることを考えれば、既に形式化していでのではないであらうか。更に時代が下れば、政務の長官としての側面も管領下の諸奉行が將軍親裁の名の下に管領から分離独立して引付方は形骸化し、それと同時に管領職もその内容を失つてしまふのである。

(1) 齊藤基恒日記 嘉吉元年六月廿四日

(2) 同右、嘉吉二年二月

(3) 同右 宝徳元年十月五日

(4) 康富記 応永廿五年十一月三日

室町幕府の管領制度について

- (5) 同右 応永廿六年五月十二日及び五月廿五日
- (6) 同右 応永廿五年十二月五日
- (7) 同右 応永廿五年十一月廿四日
- (8) 同右 嘉吉二年十月十三日
- (9) 同右 嘉吉二年十月廿七日
- (10) 同右 嘉吉二年六月廿五・廿六日
- (11) 同右 嘉吉二年六月十二日及び廿六日
- (12) 同右 宝徳三年十二月七日、尚ここに言う康頃は康富の子息である。
- (13) 同右 宝徳三年十二月五日
- (14) 看聞御記 応永廿四年三月十三日
- (15) 同右 応永廿九年閏十月一日
- (16) 福田豊彦・佐藤堅一「室町幕府將軍權力に關する一考察」日本歴史二八・二九号
- (17) 満済准后日記 正長元年八月十二日
- (18) 看聞御記 永享五年七月廿四日
- (19) 室町幕府法追加法一九四条
- (20) 同右二〇八条
- (21) 同右二〇九条
- (22) 康富記 嘉吉二年十月廿七日
- (23) 佐藤進一「室町幕府開創期の官制大系」
- (24) 康富記 享徳二年五月卅日
- (25) 看聞御記 嘉吉元年六月廿六日
- (26) 滿済准后日記 永享二年四月一日

四

尚、義教は既に正長元年五月に雑訴を御判を以て成敗する旨を言っているのであるから（建内記正長元年五月十四日）將軍改替時の混亂によって管領が所謂「御代官」として執務した件案ではない。
 (27) 笠松宏至「室町幕府訴訟制度意見の考察」史學雜誌六九一四尚、諸奉行の管領からの独立の傾向は、例えば「奉行人直請取訴状披露事」(室町幕府法追加法一九四)以下にも現われている。

管領が執事に代つて幕府の正式の官名となつたのは斯波義将が再任した頃、即ち康暦頃のことと一般に認められている。ここに斯波義将の代であるといい、康暦の頃であるといい、何かそこに改変せらるべき条件があつたのであろうか。これについては憶測の域を出ないけれども、所謂室町幕府の連立政権を構成する有力守護達の合議体制の確立がこの期にあつたのではないか。どううか。

室町時代に大名という言葉は随所に見られるが、その意味する所は一般に有力者、或は守護を指すものと思われる。しかし、例え⁽¹⁾ば「管領」下諸大名有出仕⁽²⁾或は「管領」下諸大名外様近習面々」と云つた場合には、或種の限定された意味を持つているのではないだろうか。永享二年に義教の將軍拝賀の式が行われた。それに先立つて供奉する「大名」の員数が問題となつてゐる。そのときの満済の意見は、康暦の例（斯波義将、畠山

基國、今川泰範、一色詮範、吉見兵郎大輔、土岐詮直、赤松義則、赤松顯則、佐々木高秀、長井氏春、楠木正直、富樺昌家、(3) 摂津能秀)に准じながら、このうち吉見、長井、摂津、二階堂そして楠木は落とすべきだというものであった。楠木は当然として、少くとも、(5) 摂津氏は地方頭人、その他の幕府機関で重要な位置を占めつづけているし、二階堂氏も政所頭人の系譜を持った有力者であり、これらを供奉大名の列から外すということは、大名の概念が單なる有力者でなかったことを示している。残った氏族がそれぞれ守護職を持つていたことを考慮すると、大名=守護という意識があつたのかもしれない。しかし、「管領」下諸大名外様近習」という表現では、諸大名=守護とする「外様」の概念と対比するとき、極めてちぐはぐな表記であることを免れない。従つて「管領」下諸大名」として表わされた諸大名は、特殊な有力守護集団を指していると考えるのである。看聞御記では民部少輔重季に対して「洞院諸大名」と註記しているが、これが重季個人を指して洞院家の「諸大名」であることを意味しているとするならば、幕府に於ける諸大名も特殊な地位を意味すると考えることも許されると思う。永享初年代には具体的に諸大名として細川二家、畠山、斯波、赤松、京極、一色、山名がある。満済准後日記では、これ以外の氏が諸大名として表れるることはなかった。従つて、諸大名とは所謂三管領四職家を中核とする有力守護集団であると考えるのである。そして、彼等は、或種の

幕政への発言権を持っていたのである。それが、一つには「管領」下諸大名出仕」という形となつて現れるのである。然らば、この諸大名という有力守護集団の中で管領は如何なる位地を占めていたのであるうか。

管領と諸大名の関係を類型分けすると次の四つの型になる。

〔A〕 今日於管領諸大名寄合、今度荒説等無為、自他祝着儀歟(6)

〔B〕 (イ) 今日於管領諸大名会合、當御代初会也(7)
〔C〕 (イ) 就室町殿御所御移住事、去廿八日於管領面々会合談合(8)

〔D〕 (イ) 高麗人來朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定(9)

〔E〕 (イ) 高麗人來朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定(嘉吉三年)

〔F〕 (イ) 高麗人來朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定(正長元年)

〔G〕 (イ) 高麗人來朝事、未付兵庫津之以前、於管領有評定(正長元年)

〔H〕 (イ) 就關東事、畠山修理大夫入道令同道、龍向管領亭、於彼

高諸大名等悉召集、仰趣申聞(中略) 細川右京大夫、武衛、(11) 山名、赤松、一色、今河(12) 守護等參、大内入道雖被召依所勞

不參(応永卅八年)

〔C〕

(イ) 兩度(条カ)共以被談管領、々々又廻使者諸大名評定之

處、各申不可然之由、其後管領申事由於准后(正長元年)

(ト) 関東事、面々可相談旨被仰出管領了(正長元年)

室町幕府の管領制度について

〔D〕

(イ) 今度彼注進ニ付テハ可有如何哉之由、諸大名各意見ヲ可申入旨、飯尾肥前、同加賀守ヲ以テ、管領以下武衛、山名、一色・細川讚岐入道、畠山修理大夫入道、赤松左京大夫入道等に被尋仰(正長¹³年)

(リ) 為大内合力、安芸、石見、伊予三ヶ国軍勢不日発向事、於今者可宜歟、但管領、畠山、山名等意見可相尋之由、昨日被仰了(永享四年)¹⁴

(ヌ) 九州事、大名意見各可被注進之由申付了、今日申初、悉到来、兩奉行(飯尾肥前守) 參壇所、諸大名申詞請取之、肥前加銘、管領使者兩人(割注使者名略以下同) 畠山使一人、山名使一人、細河右京兆使二人、一色使一人、赤松使一人、畠山匠作使一人、以上大名七人意見御尋之分(永享四年)¹⁵

〔A〕型(イ)の内容は明かにしえないけれども、當時伊勢國で国司北畠氏が南朝方を称して乱をしていたので、或はこれに関連した「荒説」であったのかも知れない。(リ)の場合は如何なる議題があったのか全く不明であるが、引用文の後に「時宜快然」と云々の文言の見えるところから、特別の議題はなかつたもようである。(ハ)は將軍家の移住問題についての協議であるが、移住そのものについての可否を論じたのではなく、移住に際する費用の守護への配分を評議決定している。(シ)は引用文中には「諸大名」の句はないが、引用文の後に「諸大名等有評議」とあつ

て、これが諸大名による評議であったことは明かである。その内容は、高麗商人の來朝を許可するか否かという点についてであつた。〔B〕型の(イ)は関東公方足利持氏討伐について義持が諸大名の意見を徵したものである。〔C〕型の(ハ)は聖護院門跡と八幡檢校職の問題であった。勿論、それそのものはたいしたことはなかつたが、相手が山門と八幡なので勢い慎重にならざるを得なかつたのである。(リ)は国人一揆に領国を追われている甲斐守護武田氏を強いて入部させるか否か、伊勢の國司北畠氏を退治すべきか否か等八箇條を諮問したものである。〔D〕型の(リ)は関東公方持氏の白河征伐についての結城方からの注進で義教に援軍を求めて来たときの諮問であった。(リ)(ヌ)は大友と大内の合戦についての諮問であった。

〔A〕型では諸大名の自主的な会合と評議が行われており、よしんばそれが不定期だったにしろ全くの臨時のものでなかつたことは(リ)示されている。〔B〕型は〔A〕型が自主的な会合であるのに対して、特定の件目についての將軍からの諮問がある点に於て異っている。そして、実質的にはこの答申は決定であつても形式的には將軍に決定権は委ねられている点も〔A〕型とは異つてゐる。しかし、共に「管領亭」に於て会合が行われる点は共通している。〔C〕型は管領に対して行われる諮問である点は〔B〕型と同じである。会合が行われなかつた点に於て〔B〕型とは異つてゐる。〔D〕型となると將軍からの個別的諮問であつ

て、諸大名間の意見の調整は全く見られない。「D」型は主として義教の代に見られる型体である。「A」「B」「C」型に於て共通するのは、自主的にあれ、諮問によつてあれ、管領を中心に行われていることである。しかし、管領は世襲の職ではないので或る者は管領、即ち諸大名評議の中心であり、或者は諸大名であるという個人的な固定的関係ではなかつた。その意味では管領もまた一個の諸大名であったのである。「D」型に於てはその点が強調されて、管領は全く他の諸大名と同列の関係となつてゐる。ともかく、「D」型は別にして「A」「B」「C」型に於て管領は諸大名意見の調整者であり、また、意見発言時の代表者であつたわけである。

以上のこととは義持、義教の代、特に義持の代に顯然としているが、それ以前に於てはどうであつたろうか。特に細川頼之が執事であった時は如何であつたろうか。

周知の通り細川頼之は義詮によつてその臨終の席で「相定管領⁽¹⁶⁾」られてから康暦元年に至るまで十二年の間執事となつて、管領と云われ、或は執權とも云われて幼少の將軍義満を輔佐した。しかし、その強權が人の憎む所となつて自からの領國へ没落せざるを得なかつたのである。愚管記はその事情を、武藏守頼之朝臣下國之由、内々有武命、是諸大名存異議之故歟、西廻頼之朝臣兄弟親類悉没落、不及向打手、然而兄弟郎從戈宿所四五ヶ処放火了、自去春之比存諸大名異議之由風聞、

大樹一人負、剰連署異議之輩、及嚴密之沙汰了、而今又如

此、定有子細乎。⁽¹⁸⁾

と伝えている。ここに云う諸大名が一門譜代を中心とする有力守護大名でないとしても、將軍家義満が意に反して没落を命じなければならぬ程の勢力を有してゐたことは認められる。この頼之を失脚させた力が何であつたかは別として、少くとも、この諸大名の意志を頼之が代表していなかつたことは事実である。その後執事、或は管領が諸大名の異議によつて改替されたことは無い。その点がその後を繼いだ斯波義将との決定的な相違である。恐らく頼之は自身の持つ有力守護であるという性格よりも、將軍の執事としての性格が強く表わされていたのであらう。一方義将は、兄氏頼が仁木、細川の類に准ずるのを嫌つて固辞し、終に出家してしまつたので高経の後見を得て就任したと云われてゐる。にわかには信じ難いけれどもこの義将のとき「此職任貞義之例、始号管領⁽¹⁹⁾」だと云われてゐる。貞義は勿論直義のことであろうから、氏頼の行動と合せて斯波氏の執事補任は、執事としての師直以下の職を継承したのではなく直義の跡を繼いだという意識を強く働かせていたらしい。もしそうするならば義将が所謂將軍執事としての性格よりも政務長官としての性格をより多く持つてゐたと考えられる。この二者の差が諸大名との対立者であるか、或は、諸大名の代表者であるかを決定するのではないだろうか。そして、諸大名の代表者たる

室町幕府の管領制度について

- 資格に於ては將軍家執事としての存在は實質上の意味を失い、次第に形式化していく。恐らく、その始点が斯波義将の代にあつたのだろう。それが管領の正式名稱化の意味なのである。
- (1) 花當三代記 応永廿九年閏十月一日
 - (2) 同右 応永廿九年十二月廿九日
 - (3) 同右 右大將家御拝賀狀并路次儀
 - (4) 前註參照、尚前注の記事と満済准后日記の記事で異同があり、満済が問題にした二階堂は花當三代記には見えない。
 - (5) 満済准后日記 永享二年六月十七日
 - (6) 満済准后日記 応永廿二年五月九日
 - (7) 同右 正長元年十月一日
 - (8) 同右 永享三年八月三日
 - (9) 康富記 嘉吉三年六月十九日
 - (10) 満済准后日記 応永卅年七月五日
 - (11) 建内記 正長元年二月廿六日
 - (12) 満済准后日記 正長元年九月十九日
尚、廿二日の記事に「自管領以西使へ遊佐、斎藤▽被相尋諸大名」とある。
 - (13) 同右 正長二年七月廿四日
 - (14) 同右 永享四年正月廿三日
 - (15) 同右 永享四年正月廿五日
 - (16) 愚管記 貞治六年十一月廿六日
- (17) 花當三代記
 - (18) 愚管記 康暦元年閏四月十四日
 - (19) 統群書類從所收武衡系図

む す び

管領は幕府の官制上の一機関であると同時にその任に当る者は一個の守護であった。守護は室町時代を通じて領国の形成に、或はまた經營に専念するが、守護の領国支配の根柢は將軍権力の分有意識であり、地頭御家人に対する軍事統率権を具体的な挺とし、一方南北朝の内乱を通じて急速に擡頭する国人層に対しては吏務意識を挺とした。しかし、この吏務意識の強調は領國の所領化を阻止する幕府の政策の一環としても存在したのであり、守護にとっては両刃の剣であった。そして、將軍権力の弱体化は將軍権力の分有を支配根柢とする守護にとっては同時に領國支配の弱体化を意味するものであった。一方、將軍の全國支配の条件は守護による領國支配の実現をもつて調えられる。この二つの矛盾相克の妥協点が、有力守護による政務の担当、即ち管領制となつて現われるのである。そして、この管領制を支えるものは、有力守護の合議制であった。即ち、絶対性を確立しようとする將軍権力と排他的一円的支配に於て領國を形成しようとする守護勢力の接点がまさしく管領制であったのである。